

令和 4 年度 練馬区社会福祉法人指導監査実施方針・実施計画

1 策定根拠

「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」(平成 29 年 4 月 27 日付け雇児発 0427 第 7 号、社援発 0427 第 1 号、老発 0427 第 1 号)別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」(以下、「実施要綱」という。) 2 (2)

2 基本方針

指導監査は、社会福祉法第 56 条第 1 項の規定に基づき、法人運営や事業経営について監査を行うことによって、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図ることを目的としている。

本年度の指導監査は、平成 28 年の社会福祉法人制度改革の趣旨を踏まえ、法人経営組織のガバナンスや財務規律の強化、事業運営の透明性の向上に主眼を置いた監査を実施する。指導に際しては、常に公正不偏かつ懇切丁寧であることを旨とし、単に改善を要する事項の指導に留まることなく、具体的な根拠を示して行う。また、法人との対話や議論を通じて、指導の内容に関する真の理解を得るよう努め、自律的な運営を促すものとする。

3 重点項目

(1) 一般監査

ア 法人運営

(ア) 評議員会

- a 電磁的方法により通知をした場合に、評議員の承諾を得ているか。
- b 評議員会への報告があったとみなされる場合に、評議員全員の同意の意思表示の書面又は電磁的記録があるか。

(イ) 監事

- a 監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得たことが確認できるか。

(ウ) 理事会

- a 理事会の決議を要する事項について決議が行われているか。
- b 理事に委任される範囲が明確になっているか。
- c 多額の借財(専決規程等がない場合は全ての借財)について理事会の決議を受けた上で行われているか。

(I) 役員（理事、監事）の報酬

- a 理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準において規定すべき事項が規定されているか。
- b 支給基準を作成する際に、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮した検討が行われているか。
- c 支払われた報酬等の額が報酬等の支給基準に根拠があるか。

イ 事業

- a 公益事業に欠損金がある場合に、当該事業の経営の改善のための検討等を行っているか。

ウ 人事

- a 職員の任免が法人の規程等に定める手続により行われているか。

エ 資産

- a 社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体以外の者から借用している場合に、その事業の存続に必要な期間の利用権の設定及び登記がなされているか。（登記が不要な場合を除く。）

オ 会計

- a 経理規程及びその細則等に定めるところにより事務処理が行われているか。
- b 会計処理の基本的取扱いに合わない会計処理を行っていないか。
- c 計算書類、附属明細書および財産目録が法令に基づき作成され、整合しているか。
- d 予算とその執行に軽微な範囲とは言えない乖離があるが、補正予算が編成されているか。
- e 減価償却を行われなければならない有形固定資産及び無形固定資産について、減価償却が行われているか。
- f 当期末繰越活動増減差額にその他積立金取崩額を加算した額に欠損があるにもかかわらず積立をしていないか。
- g その他の積立金の計上に関して、理事会の決議に基づいているか。

カ その他

- a 法人の関係者に特別の利益を供与していないか。
- b 随意契約によることができない案件について随意契約を行っていないか。
- c 契約等が適正に行われているか。
- d 社会福祉事業の収入を認められない用途に充てていないか。
- e 財務状況に問題はないか。

(2) 特別監査

特別監査の重点項目は問題に応じその都度設定する。

4 実施計画

(1) 対象法人

練馬区長が所轄庁となる法人を対象とする。

(2) 選定方針

ア 選定時点

原則として、令和 4 年 4 月 1 日時点で現存する法人とする。

ただし、年度途中で設立または所轄庁変更により移管された法人については、必要と認められる場合、指導監査の対象とする。

イ 選定方法

- (ア) 実施要綱 3 に定める一般監査の実施の周期に該当している法人
- (イ) 法人運営および指導監査において、継続的に指導を行っている、またはその必要がある法人
- (ウ) 過去の指導監査において、指摘事項の改善が図られていない法人
- (エ) 苦情・通報等が多く寄せられている法人、または苦情・通報等の内容から運用上の問題を有することが疑われる法人
- (オ) 毎年度、現況報告書または法人調査書を提出していない法人
- (カ) 法人認可後、指導監査を実施していない法人
- (キ) 新設かつ施設整備中の法人
- (ク) その他、練馬区長が必要と認める法人

(3) 実施時期

以下の事項を踏まえ、一般監査の実施時期は概ね 7 月から 2 月までとする。

ア 社会福祉法や関係法令上、社会福祉法人は、現況報告書や決算書類の提出が毎年度 6 月末までとなっていること。

イ 指導監査実施後、文書による結果通知や改善状況の確認等を行う必要があること。

なお、具体的な監査日については、東京都（合同検査）や施設検査担当部署との調整を踏まえて決定する。

(4) 実施方法

「練馬区社会福祉法人指導監査実施要領（平成 29 年 6 月 27 日 29 練福管第 513 号）」による。

(5) その他

実施時期および実施方法等については、新型コロナウイルス感染症の都内の感染動向や監査対象法人の状況を考慮するとともに、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いについて(その6)(令和4年2月10日付け厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡)」を踏まえて、柔軟に対応する。